

**保険料を納めるのがいちじるしく  
困難な方には免除制度があります**

**免除の申請**

- 所得が一定以下の人
- 天災、失業等の理由により、保険料を納付することが著しく困難な人
- 所得が一定以下で保険料を全額納付することが困難な人<保険料一部免除>
- 生活保護法による生活扶助を受けている人
- 障害基礎年金または被用者年金の障害年金(1級、2級)の受給権者

※審査は、申請者本人・申請者の配偶者・世帯主の前年の所得により判定されます。基準を超えていても、失業した場合や天災により損害を受けた場合などの理由で免除が承認されることもあります。

免除の申請をして承認されますと、年金を受ける権利が保障されます。ただし、連帯して保険料の納付義務がある世帯主または配偶者のいずれかが免除の要件に該当しない場合には、当該被保険者については免除されません。**免除はそれぞれに所得制限があります。**世帯の構成人数等により所得制限額が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

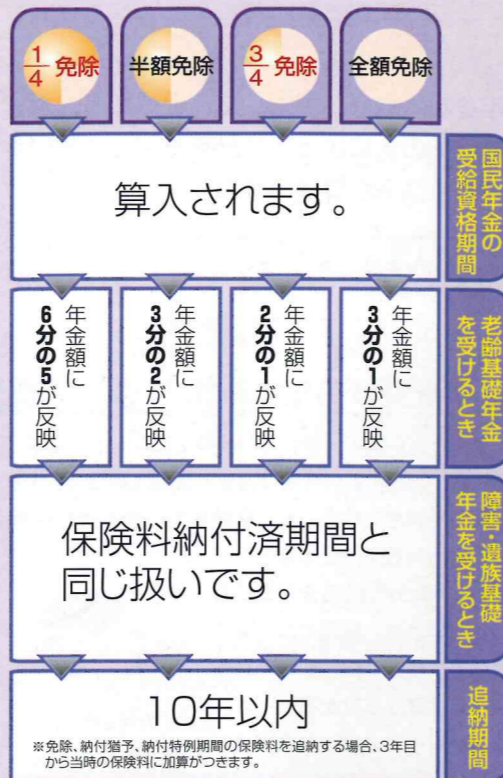
**免除の承認期間について**

免除の承認期間については、申請した日の前月から翌年の6月(申請日が1月から6月までの場合はその年の6月)までとなります。ただし、申請が遅れた場合には、直前の7月まで遡って承認を受けることができます。

**引き続き7月からも免除の承認を受ける方または新たに免除の申請を受ける方は申請が必要です。**

※平成17年7月より、「全額免除(失業や天災等を理由とした場合を除く)」の該当者は、継続申請ができるようになりました。詳しくは、市町村の国民年金窓口にお問い合わせください。

**新登場** 平成18年7月より、「4分の1免除」「4分の3免除」が登場!



※「4分の3免除」「4分の1免除」は、平成18年7月より実施。  
 ※「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」を受けた場合、残りの保険料(納付すべき保険料)を納付しないと未納期間となり、その期間分は追納できません。  
 ※連帯して保険料の納付義務がある世帯主または配偶者のいずれかが免除の要件に該当しない場合には、当該被保険者については免除されません。  
 ※学生の場合は、納付特例の規定が優先し、免除申請を受けることはできません。

**安心して学生生活を送るために**

**【学生納付特例制度】**

学生は、一般に所得がないため保険料を自分で納めることが困難です。その為、学生本人の前年の所得が一定額\*以下の場合、申請をし承認されると保険料の納付が卒業まで猶予される「学生納付特例制度」があります。

\*平成18年度所得基準=118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等

**保険料を納めるのが経済的にキツイ30歳未満の方へ**

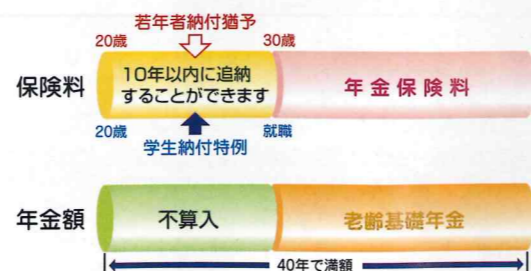
**【若年者納付猶予制度】**

30歳未満の第1号被保険者の方には、本人と配偶者の前年の所得が一定以下の場合、申請をし承認されると保険料の納付が猶予される制度があります。この制度は、**所得の高い世帯主(主に親など)と同居している場合も利用できます。**

※平成17年7月より、「若年者納付猶予(失業や天災等を理由とした場合を除く)」の該当者は、継続申請ができるようになりました。詳しくは、市町村の国民年金窓口にお問い合わせください。

**<しかし、以下の点に注意が必要です>**

- 1) この期間は、老齢基礎年金を受けるために必要な期間(受給資格期間)に算入されますが、年金額には反映されません。
- 2) 10年以内に追納すると、通常に納付したのと同じこととなります。尚、承認を受けた年度から3年度以降に追納する場合は、経過した期間に応じて、当時の保険料に一定率を乗じた金額が加算されます。
- 3) 障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。
- 4) 毎年度申請が必要です。(若年者納付猶予制度については、市町村役場へご確認ください。)



**追納しましょう!**

将来の老齢基礎年金の受給額を満額に近づけるため、ゆとりができたなら保険料を追納しましょう。10年前までさかのぼって納められます。

**未来のかけはし  
国民年金**

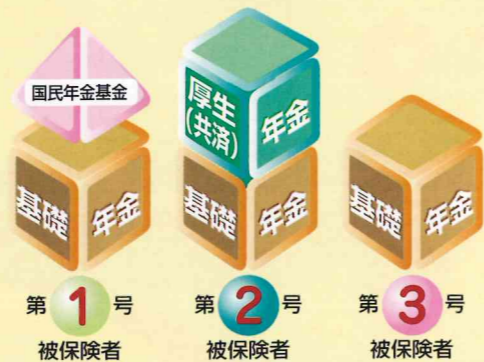


(平成18年度版)

国民年金には国民全員が加入します 保険料は忘れずに納めましょう

# 国民年金のしくみ

国民年金制度では、すべての人が共通の基礎年金を受けます。厚生年金や共済組合に加入した人は、基礎年金を国民年金から、給料に比例した上乘せの年金をそれぞれの年金制度から受けるようになっています。いわゆる二階建ての年金制度です。



### 国民年金の3つの柱

- ① 年をとったら(65歳になったら) → 老齢基礎年金
- ② 病気や事故などで障害者になったら → 障害基礎年金
- ③ 夫が亡くなったとき子のいる妻、または子に → 遺族基礎年金

# 国民年金には国民全員が加入します

国民年金に加入しなければならない人は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人たちです。職業や収入を問わず加入します。



加入者は3つのグループに分けられます

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
だいちごうひほけんしゃ 自営業者、農林漁業者、無職、自由業者、学生等	だいにごうひほけんしゃ 厚生年金や共済組合の加入者 厚生年金や共済組合に加入すると、自動的に国民年金にも加入したことになります。	だいさんごうひほけんしゃ 厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている配偶者
【保険料】 保険料は、ご自分で納めます。納めた保険料は社会保険料控除として所得控除の対象になります。年末調整や確定申告の際、忘れずに申告してください。	【保険料】 保険料は、それぞれの年金制度から国民年金制度に支払われていますので、個人で納める必要はありません。	【保険料】 保険料は、納める必要はありませんが、届出をしなければなりません。保険料は、配偶者の加入する年金制度がまとめて負担する仕組みになっていますので、配偶者の給料から天引きされることはありません。

## 20歳になったら

### 学生のみなさんも加入します

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人はすべて国民年金に加入しなければなりません。学生の方々もこの例外ではありません。学生納付特例の申請手続きをしなかったり、保険料を納め忘れてしまうと、在学中に事故や病気で障害が残っても障害基礎年金が受けられません。また、将来受ける老齢基礎年金も減額されてしまいます。このようなことがおきないように必ず手続きをするようにしましょう。

### 希望すれば加入できる人 [任意加入者]

- ◆ 60歳未満の人で、厚生年金や共済組合から老齢(退職)年金を受けている人
- ◆ 60歳以上65歳未満の人(老齢基礎年金を受けていない人)
- ◆ 海外にお住まいの日本人(20歳以上65歳未満)

### 65歳以上の人でも加入できる場合もあります

65歳になるまで任意加入しても老齢基礎年金を受けるための期間が不足している人は、70歳になるまで加入することができます。ただし、昭和40年4月1日以前生まれの人が対象で、年金の受給権ができるまでの加入となります。

# 保険料は忘れずに納めましょう

保険料は、20歳から60歳になるまでの40年間納めます。老齢基礎年金を受けるためには、この間に最低25年以上の保険料を納めることが必要です。

定額保険料 月額13,860円  
(平成18年度)

### 【納付窓口】

- 銀行・農協・漁協・信用組合・労働金庫
- 郵便局 ○社会保険事務所
- コンビニエンスストア (一部取り扱っていないところもあります)
- ATM・インターネットバンキング 等

保険料を納めるのが困難な方は・・・裏面の免除制度をご利用ください

# こんなときには届出をしましょう

届け出をしなかったために年金を受けられなくなる場合がありますのでご注意ください！

<h3>20歳になった人 すでに加入している人</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 20歳になったとき</li> <li>● 60歳前に会社をやめたとき</li> <li>● 引っ越したとき</li> <li>● 結婚して会社員等の配偶者になったとき</li> <li>● 生活が苦しくて保険料が納められないとき</li> <li>● 生活保護などを受けるようになったとき</li> <li>● より高い年金を受けたいとき</li> </ul>	<h3>第3号被保険者</h3> <p>第2号被保険者に扶養されている20歳から60歳未満の方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 配偶者が会社をやめ、自営業になったとき</li> <li>● 配偶者が転職した(会社が変わった)とき</li> <li>● ご自身の収入が増えて、配偶者の扶養からはずれたとき</li> <li>● 配偶者が定年退職等により年金を受けるようになったとき</li> <li>● ご自身も会社に勤め、厚生年金に加入したとき</li> <li>● 離婚したとき</li> </ul>	<h3>すでに年金をもらっている人</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住所や支払機関を変えたとき</li> <li>● 年金の支払通知書をなくしたとき</li> <li>● 年金を受けている人が死亡したとき</li> <li>● 2つ以上の年金を受ける権利を得たとき</li> <li>● 子が年金額の加算対象からはずれたとき</li> </ul>
<p>届け出の際には、印鑑・年金手帳のほか添付書類が必要な場合もありますので、届け出をする前に確認してください。</p>		

## 忘れずに!!

年金は請求しないともらえません  
 すべての年金は、受けられる資格があっても本人の請求がなければ支給されません。

- ① 国民年金のみ加入していた人  
→ 市区町村役場(所) 国民年金窓口
  - ② 第3号被保険者期間のある人  
→ 社会保険事務所
  - ③ 2つ以上の制度に加入していた人  
→ 社会保険事務所
- でそれぞれ手続きを行ってください。

## 保険料お得情報!

国民年金の保険料は、1年分または一定期間分を一括して納める(前納)ことができます。

前納を希望される方は、各社会保険事務所までお問い合わせください。

前納すると  
割引! お得!



口座振替で前納するとさらにお得です。

おあめしまあ! 口座振替



## 口座振替が便利です

口座振替にすると、保険料を納めに行く手間が省けるばかりか納め忘れから年金が受けられなくなることもありませんので、とても便利で確実です。

### お申し込みは

申込用紙は、金融機関、郵便局の窓口を用意してありますので、

- ① 預貯金通帳 ② 通帳印 ③ 納付書

をお持ちのうえ、「口座振替納付(変更)申出書」に必要事項を記入してお申し込みください。

(当月分当月末引落し)

## はじまりました!! 口座振替早割制度

通常は「当月分保険料を翌月末引落し」ですが、この早割制度を利用すれば、月額50円割引されます。

障害基礎年金 遺族基礎年金 独自給付  
 年をとったら老齢基礎年金 第3号被保険者へ  
 国民年金には国民全員が加入します 保険料は忘れずに納めましょう

# 年をとったら老齢基礎年金

ろうれいき そねんきん

国民年金に加入して、受給資格期間を満たした人が65歳になったときから支給されます。



- ### 受給資格期間とは
- ①国民年金保険料を納めた期間
  - ②国民年金保険料の免除を受けた期間
  - ③昭和36年4月以後の厚生年金や共済組合の加入期間
  - ④昭和61年4月からの第3号被保険期間
  - ⑤任意加入できる人が、加入しなかった期間  
(合算対象期間※カラ期間)
  - ⑥学生納付特例期間
  - ⑦若年者納付猶予期間
- これらを合計して、原則として25年以上の期間が必要です。

### 合算対象期間 ※カラ期間とは

昭和36年4月以後の次の期間です。  
これらは受給資格期間には含まれますが、年金額の計算の対象にはなりません。

- ①会社員や公務員などの配偶者で任意加入しなかった期間(昭和61年3月まで)
- ②20歳以上で昼間部の学生だった期間(平成3年3月まで)
- ③20歳から60歳になるまでの間で海外に住所を移っていた期間
- ④厚生年金などから脱退手当金を受けていた期間



## 年金額は 満額で79万2,100円

この額は20歳から60歳になるまでの40年間(加入可能年数)すべて保険料を納めた場合です。保険料を納めた期間が40年に満たない場合は、その期間に応じて減額されることになり、下記の計算式により計算されます。

計算式

$$792,100 \text{ 円} \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \frac{\text{保険料を全額免除された月数}}{3} + \frac{\text{保険料を4分の3免除された月数}}{2} + \frac{\text{保険料を半額免除された月数}}{3} + \frac{\text{保険料を4分の1免除された月数}}{6}}{\text{加入可能年数} \times 12 \text{ (月)}}$$

※加入可能年数は、生年月日により短期措置がとられています。



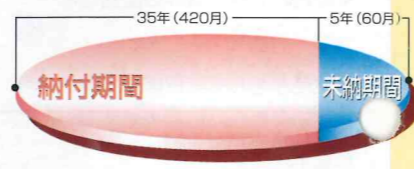
### 年金額の計算例

昭和19年10月5日生まれの人の年金額を計算してみましょう。  
受給資格期間25年 加入可能年数40年

**例1** 保険料を35年(420月)間納付し、未納期間が5年(60月)間ある場合

$$792,100 \text{ 円} \times \frac{420 \text{ 月}}{480 \text{ 月}} = 693,100 \text{ 円}$$

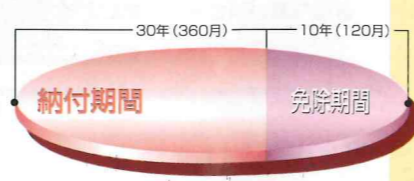
支給額 年額で 69万3,100円



**例2** 保険料を30年(360月)間納付し、全額免除期間が10年(120月)間ある場合

$$792,100 \text{ 円} \times \frac{360 \text{ 月} + 120 \text{ 月} \times \frac{1}{3}}{480 \text{ 月}} = 660,100 \text{ 円}$$

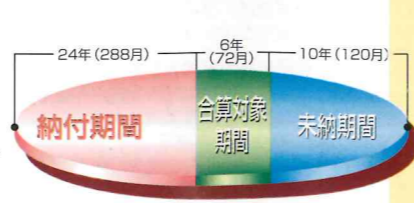
支給額 年額で 66万100円



**例3** 保険料を24年(288月)間納付し、合算対象期間が6年(72月)間あり、未納期間が10年(120月)間ある場合

$$792,100 \text{ 円} \times \frac{288 \text{ 月}}{480 \text{ 月}} = 475,300 \text{ 円}$$

支給額 年額で 47万5,300円



※端数整理のため100円の誤差が生じる場合があります。

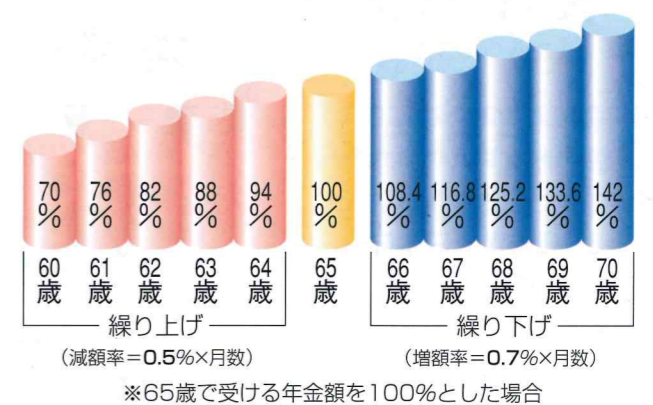
## 繰り上げ支給と繰り下げ支給

### 繰り上げ支給

60歳から64歳の間でも受給開始年齢に応じて減額された年金を受けることができます。ただし、繰り上げ支給をすると65歳になっても年金額が元に戻るわけではなく、生涯減額された年金を受けることとなります。他にも下記のような人の場合は、不利な取扱いになりますのでご注意ください。

### 繰り下げ支給

受給開始年齢を遅らせて、増額された年金を受けることもできます。



- ①特別支給の老齢厚生年金は支給停止になります。ただし、生年月日が昭和16年4月2日以後の人は一定の額が減額されますが併給できます。
- ②遺族厚生年金・遺族共済年金とは65歳まで選択になります。
- ③障害基礎年金・寡婦年金は受けられません。
- ④厚生年金・共済組合に加入すると支給停止になります。(昭和16年4月1日以前生まれの方が対象)
- ⑤請求後は高齢任意加入はできません。

**\* 昭和16年4月1日以前生まれの方**  
上記の対象となる方は下記の支給率となります。年数に応じて支給率が変わります。

60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
58%	65%	72%	80%	89%	100%	112%	126%	143%	164%	188%



\*上記の老齢基礎年金の支給率は昭和16年4月2日以降生まれの人に適用されます。繰り上げ支給の減額率は、月数に比例し、繰り上げ月数が増すごとに一月あたり「0.5%」減額率が増します。また繰り下げ支給の増額率についても月数に比例し、繰り下げ月数一月あたり「0.7%」増額率が増します。

## 第3号被保険者のあなたへ

(例えば会社員の被扶養者になっている方など)

### 第3号被保険者とは

第3号被保険者とは、第2号被保険者に扶養されている配偶者をいい、健康保険の扶養になっている人です。  
ただし20歳以上60歳未満に限ります。

### 届け出はお済みですか?

厚生年金や共済組合に加入している人に扶養されているあなたは、**第3号被保険者の届け出さえすれば、ご自分で保険料を負担しなくても将来の年金が受けられます。**

### 届け出はカンタンです!

配偶者である第2号被保険者の勤務先を経由して届出します。(健康保険の扶養届と第3号被保険者の届出を同時に行います)  
※平成14年4月より市町村役場での受付はできなくなりました。

### 特例届出を利用しましょう 「特例届出」は、地域の社会保険事務所へ

もし、届出を忘れていた場合、社会保険事務所へ届け出てください。  
過去のすべての「届け忘れ期間(ただし、昭和61年4月以降)」を「第3号被保険者期間」としてさかのぼって認める「特例届出」が平成17年4月よりスタートしています。(まだ年金を受給していない方も、既に受給されている方も対象です。)



届出をし忘れていた為に、年金が受けられなくなる場合もあります。  
この機会にご確認を!!



# 病気やケガで 障害者になったら 障害基礎年金

しょうがい き そ ねんきん

国民年金加入中あるいは20歳前に初診のある病気やケガで障害者になったとき、初診日が60歳以上65歳未満で日本に住んでいる人が障害者になったときに支給されます。



## 支給を受けるためには

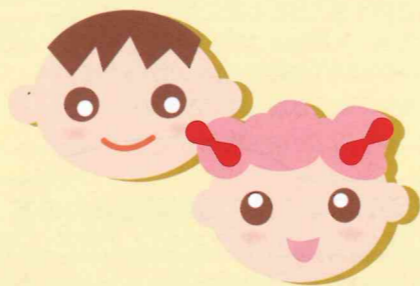
- ① 障害認定日（初診日から1年6ヶ月を経過した日、または症状が固定した日）に1級、または2級の障害の状態にあること
  - ② 初診日の前日において前々月までの加入期間の3分の2以上保険料を納めていること（免除期間、学生納付特例期間、若年者納付猶予期間を含む）
- ※平成28年3月31日までに初診日がある場合は、特例として初診日前の1年間に保険料の滞納がなければ受けられます。

20歳前に病気やケガなどで障害者となった人は、20歳になったときから受けられます。ただし、本人の所得制限があります。



年金額は

- 1級障害 99万100円
- 2級障害 79万2,100円



18歳に達する日の属する年度末までの間の子（障害者は20歳未満）がある場合は、次の額が加算されます。

子の数	加算額
1人目・2人目	各 227,900円
3人目以降	各 75,900円

# 一家の大黒柱が 亡くなったら 遺族基礎年金

いぞく き そ ねんきん

国民年金加入者や、加入したことがある人が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた子の妻、または子が受けられます。

※遺族基礎年金の「子」とは、18歳に達する年度末までの間の子（障害者は20歳未満）のことをいいます。

## 支給を受けるためには

亡くなった人が次のいずれかの要件を満たしていること

- ① 死亡日の前日において前々月までの加入期間の3分の2以上保険料を納めていること（免除期間、学生納付特例期間、若年者納付猶予期間を含む）
- ※平成28年3月31日までに亡くなった場合は、特例として死亡日前の1年間に保険料の滞納がなければ受けられます。
- ② 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること



年金額は

79万2,100円

18歳に達する日の属する年度末までの間の子（障害者は20歳未満）の人数によって加算が付きまます。

## 子のある妻が受ける場合

子の数	加算額
1人目・2人目	各 227,900円
3人目以降	各 75,900円



## 子が受ける場合

子の数	加算額
1人目（本人）	加算なし
2人目	227,900円
3人目以降	各 75,900円

# 特別障害給付金

とくべつしょうがいきゅうふきん

～平成17年4月～

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。

## 支給の対象は

- 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
- 昭和61年3月以前の国民年金任意加入者であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当する方

※所得によって支給制限となる場合があります。  
※老齢年金等を受給されている場合は、支給制限があります。



支給額は

- 1級障害該当（月額） 49,850円
- 2級障害該当（月額） 39,880円

【お問い合わせは】 住所地の市区町村役場です。

# 障害年金が、さらに充実!!

## 障害基礎年金と老齢厚生年金の併給

障害をもちながら働いたことが評価される仕組みとするため、障害基礎年金と老齢厚生年金の組み合わせの選択が可能になりました。「障害基礎年金+老齢厚生年金」という選択を可能にすることで、働いた期間が年金額に反映されます。



いずれかを選択できます。また、遺族厚生年金を受ける権利を有している場合は、障害基礎年金と遺族厚生年金の組み合わせも可能です。（※65歳以上）



# 第1号被保険者の 独自の給付

自営業の人など（第1号被保険者）に対する国民年金独自の給付として、次の3つの種類があります。

※外国人の脱退一時金の支給もあります。



## 付加年金

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の年金額に付加年金が加算されます。より多くの年金を受けたい人におすすめします。

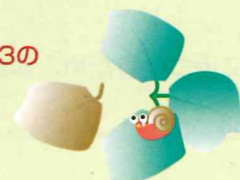
年金額に付加保険料納付月数×200円の金額が上乗せされます。



## 寡婦年金

第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が25年以上ある夫（婚姻期間10年以上）が亡くなったとき、その妻に60歳から65歳になるまで支給されます。

支給額は夫が受けるはずの年金額の4分の3の額です。



## 死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。

支給額は保険料納付済期間によって異なります。

保険料納付済期間	金額
3年以上15年未満	120,000円
15年以上20年未満	145,000円
20年以上25年未満	170,000円
25年以上30年未満	220,000円
30年以上35年未満	270,000円
35年以上	320,000円

※付加保険料納付済期間3年以上のときは、8,500円が加算されます。

